

# 広報 TOKARA としま 9

平成 27 年 09 月 25 日発行（隔月発行）Toshima Village Public Relation 2015.09. No.217



## CONTENT

・悪石島ボゼ祭り、口之島狂言・盆踊りが実施されました。

（表紙）

詳しくは>>2 ページへ

・全島で村政座談会が実施されました。

詳しくは>>4 ページへ



# 口之島盆踊り・狂言



**口之島盆踊り・狂言について**  
 口之島盆踊りは、島の男性が踊り手となって参加し、真剣さと勇ましさ、笑いと娯楽を兼ね備え、踊りの中に狂言が組み込まれているのが、最大の特徴です。狂言の中には、最大で15分程度に及ぶものもあり、録音技術のない数百年前から、時代を超え、口頭だけで継承されてきました。今年も子供から大人まで、多くの住民が参加されました。島独自の伝統文化は決して絶やすことなく、これからも後世に伝え残していかなければなりません。



# 悪石島 ボゼ祭り

**旧暦盆行事が行われました**  
 毎年恒例の口之島盆踊り・狂言、悪石島ボゼ祭りが実施されました。狂言ツアーは実施されましたが、ボゼ祭りツアーは台風15号の影響で残念ながら中止になりました。

**ボゼ祭りについて**  
 旧暦7月16日、悪石島に「仮面神 ボゼ」が現れました。「ボゼ」は来訪神のひとつと言われており、死霊臭の漂う人々を新鮮な生（太陽）の世界へ立ちもどらせる、転換の役目を果たすとともに、人々の穢れを清める役割を担っています。

悪石島の盆踊りは、長崎船・花踊り・コダシ踊り・俵踊り・財布踊り・魚釣り踊り・ハッパン大将の種類があり、「俵踊り」・「魚釣り踊り」・「コダシ踊り」などから、精霊招き・祖霊祭とともに収穫祭の趣旨や航海安全の祈りが込められているとされています。このような多様な目的の盆踊りですが、曲調や踊りは、奄美・琉球の影響より、本土文化圏の香りが高く、こつした点は本村の他島とも類似していますが、「ボゼ」の出現が悪石島の盆踊りの最大の特徴です。

# 平成27年村政座談会が開催されました



悪石島



宝島



口之島



中之島



平島



小宝島



諏訪之瀬島

## 住民の声を村政に

住民と行政とが一体となった村政運営を実現するため、毎年開催している村政座談会が、去る平成27年7月4日から8月4日にかけて各島で開催され、合計で203名の住民の参加がありました。

会では例年同様に村の施策方針や、本庁各課の主要事務および事業等の説明が行われた後、地域からの要望事項や村政に対する質疑応答が行われ、要望等のあった箇所については、村長をはじめ職員が直接現地で確認を行いました。

今回住民から出された要望事項等は、事業実施の緊急性、必要性等を十分考慮し、早急に対応すべきもの、次年度以降で計画するものを整理し、村の財源状況等を見極めながら村の総合振興計画に揚げるとともに、諸要望事項の早期実現、諸問題の早期解決に努めて参ります。



期日	島名	出席者数内訳		
		男	女	計
7月4日(土)	中之島	28名	15名	43名
7月6日(月)	口之島	29名	5名	34名
7月18日(土)	宝島	22名	19名	41名
7月28日(火)	小宝島	10名	4名	14名
7月29日(水)	平島	17名	8名	25名
7月30日(木)	悪石島	13名	10名	23名
8月4日(火)	諏訪之瀬島	16名	7名	23名

# 平成 27 年度十島村海外派遣留学

平成 27 年度十島村海外派遣留学が行われました。今年は 7 月 28 日から 8 月 20 日までの約 1 ヶ月間、カリフォルニア州ロンポックに 5 名の方が留学しました。それに伴って、役場本庁会議室にて「出発式」と「報告会」が行われました。出発式では出発前の決意の言葉を、報告会では成果報告と今後の決意を 5 名それぞれが発表しました。出発式では不安そうな表情を浮かべることもありましたが、報告会では異文化に触れて成長した様子がうかがえました。



▲出発式での村長あいさつ



▲報告会での記念撮影

## 薩摩スチューデント派遣に

### 小林莉衣奈さんが選ばれました！

▶薩摩スチューデントの皆さん



「英国留学生派遣 150 周年記念薩摩スチューデント派遣事業」は、現代の若者をイギリスに派遣し、150 年前の薩摩スチューデントの軌跡を辿ることを目的とした県主催の事業で、応募者 255 人の中から書類選考・面接により 19 人が選抜されました。その中に十島村小宝島出身の小林莉衣奈さん（甲南高校 3 年）も選ばれ、今年 7 月 19 日から 29 日の 11 日間イギリスに短期留学をしました。

日本大使館表敬訪問や UCL（ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン）での現地学生とのディスカッションや現地で活躍している日本の方々との交流をはじめ、大英博物館などの市内観察、アバティーンでの市長表敬訪問や市長主催の歓迎レセプションの参加や、ホームスティなどを通してイギリスの文化に深く関わりました。

▶小林莉衣奈さん



## 第 1 回十島村総合戦略検討会議が開催されました

平成 27 年 8 月 17 日（月）、役場本庁会議室にて「第 1 回十島村総合戦略検討会議」が開催されました。総合戦略検討会は、まち・ひと・しごと創生法に基づく十島村総合戦略の策定に関し、必要な取組の方向性を整理するため設置したもので、委員会は、村の将来を展望した人口ビジョンや総合戦略に示すべき 5 力年の具体的な施策の方向性について検討し、必要な意見の集約と提案を行う事を目的としています。

第 1 回目の会議では、委員 29 名、オブザーバー 14 名、事務局 4 名の総勢 47 名が参加し、事務局から「まち・ひと・しごと創生について」、「十島村人口ビジョンの策定について」、「十島村総合戦略の策定について」の説明を行い、残りを十島村が活性化していくために感じる事や、問題点などについて、意見交換の場として発言していただきました。



◀会議の様子

今後の開催予定は、第 2 回目を 10 月 5 日（月）に予定し、最後の第 3 回目を 11 月～12 月に開催する予定にしております。

## 法制執務研修が行われました

8 月 7 日（金）、役場本庁会議室にて、ぎょうせいの薬師寺久美男氏を講師に招いて「法制執務研修会（初級）」が開催されました。初級編ということで法令や条例などの基礎を学ぶ良い機会になったのではないかと思います。



▲研修の様子

# トカラふるさとづくり寄附金について

十島村では、ふるさと納税寄附金を利用した活力ある村づくりを進めるため、「トカラふるさと基金」を創設し積み立てています。平成27年4月から8月下旬までの寄付額等については下記のとおりですが、今後もさらに当該寄附金を推進し、特産品買い上げ等による産業振興や自主財源の確保に努めていくこととされています。

## 1. 平成27年8月（31日現在）の寄付金額等

	個人		法人		小計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
県内	32	1,224,400	5	90,000	37	1,314,400
県外	128	1,915,000	1	20,000	129	1,935,000
合計					166	3,249,400

## 2. 用途指定別内訳

事業の種類	寄付金額
(1) 健康な生活に関する事業(保健・医療・福祉)	251,000円
(2) 社会基盤の整備に関する事業(インフラ・消防防災など)	246,900円
(3) 過疎化対策に関する事業(定住促進・産業振興・住宅対策)	208,000円
(4) 教育や文化に関する事業	466,600円
(5) 観光・交流人口に関する事業	148,000円
(6) 地域の活性化に関する事業	258,000円
(7) 村長にお任せ	1,670,900円
合計	3,249,400円

## 3. ふるさと納税推進に係る取り組みについて

### ①ふるさと納税ポータルサイト“ふるさとチョイス”に登録

ふるさと納税専用サイトである“ふるさとチョイス”に、平成27年7月から十島村のページを作成し、寄附を募っています。



### ②クレジット決済を可能に

“ふるさとチョイス”のサイト内で直接ふるさと納税ができるよう、クレジット決済を導入し、平成27年9月1日の午後から運用開始いたしました。これまで寄附を申し込まれた方は、郵便局でしか寄附することができませんでしたが、クレジット決済を導入することにより時間を気にせず、さらに郵便局や銀行などに行くことなく、スムーズに且つ簡単に寄附を行えるようになりました。

### ③ふるさと納税パンフレット配布

インターネットを利用されない方々などについても、本村が製作したパンフレットを配布し、寄附を募っています。随時配布中です。



### ④本村HPの改修

本村HPのトップページに、ふるさと納税専用ページを製作し、現在のページも併せて改修致しました。

十島村で生まれ育った皆さま、またご縁のある皆さま、「ふるさと納税制度」を活用し、むらづくりの応援をお願いします！

## 第3回十島村航路検討委員会が

### 開催されました

9月14日に役場会議室で航路検討委員会（出席委員40名）を開催しました。会では、前回会議の結果概要、船の概略仕様（案）、及び一般配置図（案）等の説明後、委員からは、30名の定員の必要性、ランプロアの開閉速度、空調温度の調整、バリアフリー設備の見直し、手小荷物置き場やペットルームの検討、喫煙室の配置、電源コンセントの配置状況等、想定されている設備の確認や追加設備の検討など、多くの活発な発言がありました。今後、これらの意見の検討と併せ、復原性の検証結果、事前見積額、乗組員の意見等を総合的に集約し、技術審査委員会の検証を経たうえで、新船建造に向けた最終の仕様書を2月に開催予定の本委員会にて、決定する予定となっております。



▲十島村航路検討委員会の様子

## 十島村国民文化祭

### 実行委員会が

### 開催されました

9月18日に役場会議室で各島の実行委員を集めて十島村国民文化祭実行委員会が開催されました。ジェイドガーデンパレス（11月3日）と各島港（11月14、15日）でのトカラの伝統芸能祭の成功に向けて綿密な協議がなされました。



▲十島村国民文化祭実行委員会の様子

# プレミアム商品券購入制限解除について

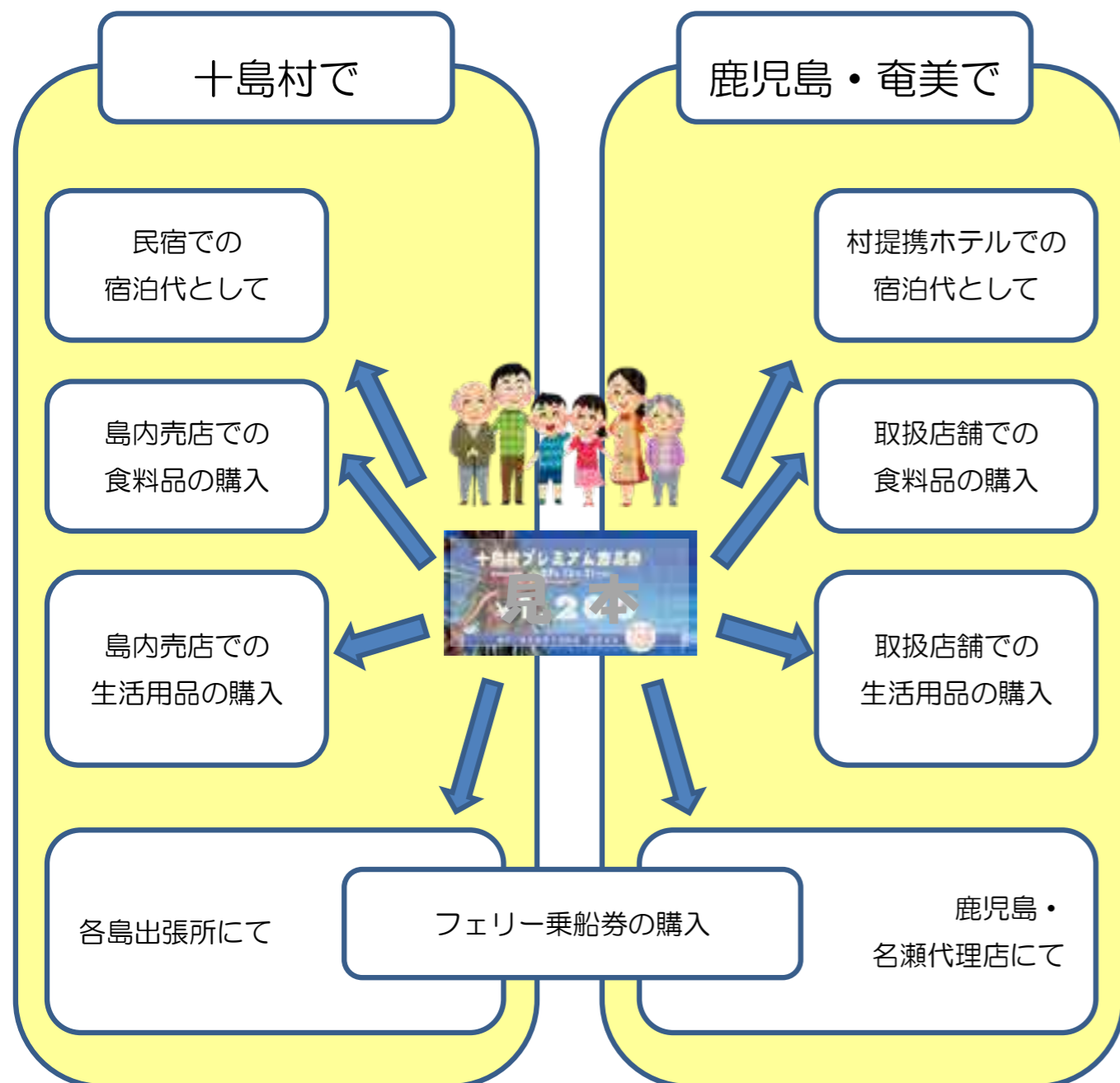
十島村村民全員を対象として各島出張所にて販売を実施している「十島村プレミアム商品券」につきまして、公平性の確保のため「1人につき7枚までの購入」としておりましたが、**9月より制限を解除いたします。**

「十島村プレミアム商品券」は、**1枚1,200円分の商品券を1,000円で購入できる、大変お得な商品券**です。「以前購入したけど、また購入したい」、「まだ購入していない」といった方は、この機会にぜひお買い求めください。

プレミアム商品券の取扱店舗・その他確認は、出張所もしくは地域振興課までお問い合わせください。



## ▼ プレミアム商品券のイメージ図



## 平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が簡易書留で通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが簡易書留で送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。



愛称：  
マイナちゃん

## 平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

## マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

マイナンバーのホームページ：<http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/index.html>

公式 twitter：<http://twitter.com/MyNumber PR> マイナンバーのコールセンター：0570-20-0178（マイナンバー）

JAグリーン鹿児島からのお知らせです。いつもご利用頂き、誠に有難うございます。

**払戻請求書のご記入方法についてお知らせ致します。**

04105 払戻請求書

日付につきましては、ご記入は不要ですので、空欄でご提出をお願い致します。  
\* 申込日と実際の払出日が異なる場合があります。

お届印の押印をお願い致します。

**\* この3点箇所（口座番号・おなまえ・金額）につきましては、訂正が効かない箇所になっておりますので、間違えた場合は、新しい用紙に書き直しをお願い致します。**

ご不明な点やご質問等ございましたら、ご連絡ください。  
JAグリーン鹿児島 本店  
099-239-9309

# 平成 27 年度「トカラ農業チャレンジ講座」

近年、生活の自立を目指し農林業にチャレンジしているIUターン者が増えつつあります。このため、農業経営に対する基礎的な知識・技術について習得し、国や県・村の各種施策等が効果的に活用され、安定した継続できる農業経営と生活の自立を支援するため、昨年からテレビ会議システムを利用して、鹿児島地域振興局の協力をいただきながら実施しています。

本年は、8月20日に開講式と第1回講座が青年就農者等32人（うち女性9人）が参加し実施されました。今回の講座は、「就農後の経営及び課題について」鹿児島地域振興局の専門技術員7人が助言者となり、幅広い分野から活発な意見交換が行われました。

最後に出された意見については、分野別に取りまとめて発表し、それぞれの課題や対策等について理解が深まり今後の生産意欲等の糧になったものと思います。本年は、8～12月まで7回の講座を計画しており、次回は9月24日（木）13：30～15：00に「生活設計の立て方」と「子牛の飼養管理について」について講座を計画しております。

特に、国の青年就農者給付対象者は受講するようにしてください。希望される方は、是非日程調整して受講してください。

1 主催：十島村地域振興課産業振興室

2 実施期間：平成27年8月～平成27年12月

3 実施方法及び場所

(1) 実施方法 村のテレビ会議システムを利用して実施

(2) 場所 各島コミュニティセンター等

4 時期及び内容

日 時	場 所	内 容	講 師
8月20日(木) 13:30～15:00	役場会議室 各島コミュニティセンター等	開講式 就農後の経営及び技術課題について (相互検討)	
9月24日(木) 13:30～15:00	役場会議室 各島コミュニティセンター等	生活設計の立て方及び経営管理について 子牛の飼養管理について	有馬直美 技術専門員 紙屋徹士 技術専門員
10月8日(木) 13:30～15:00	役場会議室 各島コミュニティセンター等	野菜の病害虫対策について サンセベリア炭そ病の総合防除	森山浩一 技術主査 諏訪康子 技術主査
10月22日(木) 13:30～15:00	役場会議室 各島コミュニティセンター等	育成牛の飼養管理について 農作業機械の安全使用について	紙屋徹士 技術専門員
11月12日(木) 13:30～15:00	役場会議室 各島コミュニティセンター等	ピワの肥培管理について 母牛の飼養管理について	石原美紀 技術主査 福島仁司 技術主査
11月26日(木) 13:30～15:00	役場会議室 各島コミュニティセンター等	主要野菜の管理と技術対策 十島村に期待する青果物の産地づくり	森山浩一 技術主査 市場関係者
12月10日(木) 13:30～15:00	役場会議室 各島コミュニティセンター等	サンセベリアの流通・消費動向と出荷上の留意点 柑橘類の剪定について 閉講式	市場関係者 石原美紀 技術主査



▲地域振興課長あいさつの様子



▲開講式の様子

※上記日程は変更することがあります。  
※日時を変更する場合は防災無線にて事前に周知いたします。

# 第9回トカラ列島島めぐりマラソン大会を開催します！

今年で9回目を迎える「トカラ列島島めぐりマラソン」。フェリーとしまを利用し、北は口之島から、南は宝島まで、トカラ列島友人7島をたった1日で走破するという、他に例がないとてもユニークなマラソン大会です。今年**は国民文化祭とタイアップし、11月14日（土）開催**となります。そのため、**日の出、日の入の時間を考慮し、各島のコースを変更**します。

住民の皆様の応援をよろしくお願いいたします。

## ◆開催日時

平成27年11月14日(土)



問合せ先  
十島村役場地域振興課  
tel:099-222-2101 fax:099-223-6720

## 車両通行止め時間について

トカラ列島島めぐりマラソン大会の開催に伴い、参加者の安全のため下記の時間帯については、誘導・救護車両を除き、マラソンコースに係る道路を通行止めとする予定としております。天候状況により時間帯が前後する可能性がありますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

口之島	5:50～6:50
中之島	7:55～8:15
諏訪之瀬島	9:30～10:10
平島	11:15～11:50
悪石島	13:00～13:45
小宝島	15:15～15:40
宝島	16:30～16:55



# スマート国勢調査！ 調査票の提出はお済みですか



10月7日までに提出をよろしくお願いします。

- 国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- 平成27年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施するものです。調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- 調査票には、あなたの世帯の世帯員をみれなく記入してください。
- 記入いただいた調査票は、10月7日までに、調査員に直接提出いただくか、調査票と一緒にお配りした封筒に入れてご提出いただけます。

平成27年国勢調査が変わります！インターネットでも紙の調査票でも回答可能。国勢調査の結果は、福祉、教育、雇用、防災、地域対策など、日本の未来をつくる基礎資料になります。10月1日現在の皆さんの状況を回答してください。

※万一、調査票が届いていない場合は、十島村地域振興課（099-222-2101）にご連絡ください。

(税抜価格, 単位: 円)

	出荷頭数			合計金額			平均価格		
	去勢	雌	計	去勢	雌	計	去勢	雌	計
9月	17	8	25	11,296,000	4,292,000	15,588,000	664,471	536,500	623,520
8月	16	13	29	10,061,000	7,359,000	17,420,000	628,813	566,077	600,690

### 最高価格者

月	性別	最高価格者	
		名前	価格
8月	去勢	松元 憲治さん	750,000円
	雌	日高 守さん	667,000円
9月	去勢	山之上 淳一さん	767,000円
	雌	匠 末信さん	607,000円



▶松元憲治氏の子牛



▶山之上淳一氏の子牛

**子牛のセリが行われました**

8月11日(火)、9月14日(月)に鹿児島中央家畜市場にて、子牛のセリが行われました。結果は次のとおりです。9月の山之上淳一氏の76万7千円という価格は7月の最高価格をさらに上回り、大変喜ばしい結果となりました。



## 十島村では農林水産物の出荷経費及び出荷運賃の補助を行っています！！



### 補助対象作物及び補助率

十島村農林水産業振興支援補助金交付要綱の一部を改正し、対象科目及び補助率の一部を変更しています。  
※別紙参照※

### 補助対象者

- ①税金その他村で徴収する公共料金等に滞納が無い者
- ②農林水産業の所得に関する税務申告を適正にできる者
- ③【漁師の方】十島村漁業協同組合を通じて出荷した者

### 手続方法

- ①「農林水産物等生産者登録書」を提出する。
- ②農産物等の出荷に際し「補助金交付申請書」を提出する。  
※「農林水産物等生産者登録書」を提出し登録されていないと補助は受けられません！
- ③村から「補助金交付決定通知」が交付される。
- ④「出荷実績書」を提出していただき、農産物等の出荷実績に応じて、出荷・運賃支援が受けられます。  
※原則、口座振込です！

### ※注意※

- ①出荷実績等を取りまとめ、補助金を交付する予定ですので、農産物等生産者（個人事業主）は早めの「生産者登録」に御協力ください。
- ②「漁師の方」は同団体及び漁協で一括して登録致しますので、登録書を提出する必要はありません。
- ③任意組合を通して出荷する場合は、生産者を代表して組合長に登録を行っていただきます。
- ④詳しくは十島村役場地域振興課（099-222-2101）までご連絡ください。

### 補助対象作物及び補助率

事業分野	事業項目	事業細目	対象科目	対象者	補助率・補助額	
1 農業	1 販売作物支援	1 生産出荷経費支援	1 サンセベリア	個人・団体	生産出荷額×補助率13%	
			2 ピワ		生産出荷額×補助率24%	
			3 田イモ		生産出荷額×補助率4%	
			4 ラッキョウ		生産出荷額×補助率5%	
			5 ツワブキ		生産出荷額×補助率2%	
			6 タンカン		生産出荷額×補助率10%	
			7 スイートスプリング		生産出荷額×補助率11%	
			8 パナナ		生産出荷額×補助率35%	
			しょうこう ※対象外			
			ドラゴンフルーツ ※対象外			
			天草 ※対象外			
			キンカン ※対象外			
			パレイショ ※対象外			
			ショウガ ※対象外			
			ニンニク ※対象外			
		2 出荷運賃助成	上記農産物	個人・団体	定期船運賃180円以内/1才	
2 林業	1 販売作物支援	1 生産出荷経費支援	1 大名タケノコ	個人・団体	生産出荷額×補助率6%	
			2 枝物 ※新規推奨		生産出荷額×補助率13%	
		2 出荷運賃助成	1 大名タケノコ	個人・団体	定期船運賃180円以内/1才	
			2 枝物 ※新規推奨			
3 漁業	1 販売鮮魚等支援	1 生産出荷経費支援	1 十島村漁協出荷手数料	個人・団体	十島村漁協の手数料相当額10/10	
			2 出荷運賃助成		1 十島村漁協を通して出荷した魚等	定期船運賃180円以内/1才
		2 出荷運賃助成	2 フェリーとしまを利用して出荷した自然海塩等			

※ 出荷運賃助成は、本村定期船「フェリーとしま」で出荷した物のみが対象となります。



# 児童虐待は社会全体で

## 解決すべき問題です。



### 児童虐待とは・・・

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など

### 乳幼児揺さぶられ症候群

#### 赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまいと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭（脳や網膜）に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



虐待を受けたと思われる子どもがいたら。      ご自身が出産や子育てに悩んだら。      子育てに悩む親がいたら。

児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡ください。

## 平成 27 年度結核予防週間は

9月24日～30日です。

日本の結核患者は約2万人※。そのうち約7,400人が80歳以上の高齢者です。

熱、たん、咳が長引く時は、早めに診察を受けましょう。

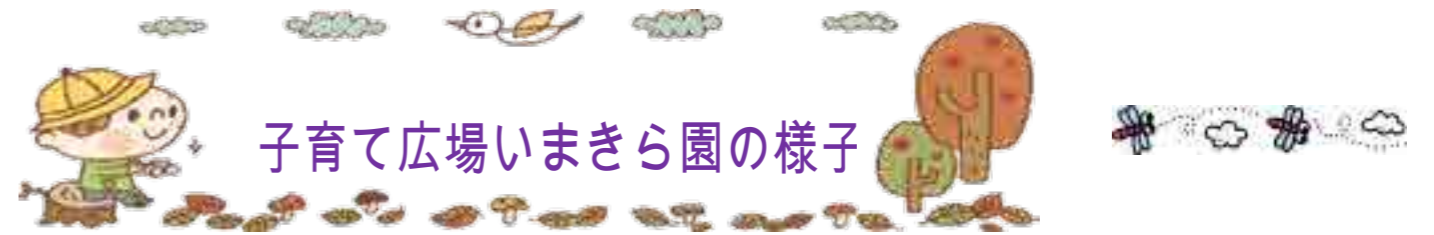
高齢者の結核を予防し、早期発見するには、  
家族や周囲の「気づき」が大切です。



※平成26年新登録患者数（結核登録者情報調査年報）

【お詫び】平成27年広報としま7月号記事の訂正について

先月号の広報としま7月号で、口之島の土地を寄付していただいた記事を掲載しております。寄付の内容を「田畑を含めた総面積5千平方メートル超の土地」としておりましたが、農地につきましては個人から村有地への名義変更が困難なことが判明しましたこと等から、「宅地」だけを寄附していただくことに致しました。



こんがり焼けた肌で、元気いっぱい遊んでいる子どもたち！特にお盆休み明けには、ひとまわり体も大きくなって、成長を感じます。おみこし担ぎでは、たくさんの地域の方々にも見に来ていただき、ありがとうございました。見てもらう喜びや楽しさ、達成感を味わえたようで、終わってからも「まだやりたかった！」「たからは、いつあるの？」と9月の夕涼み会を楽しみにしているそら組さんです。9月は夕涼み会をはじめ、運動会や敬老会など地域の行事も満載です！子どもたちが達成感や満足感を味わい、自信につなげていけるよう、また、地域の方々とのふれあいを楽しめるように交流の場も少しずつ作っていきたいと思います。

**島探検(虫とり)**  
セミや蝶を捕まえました！最後は、「バイバイ！元気でね～」「ちゃんとごはん食べるんだよ～」など、それぞれお別れを言って逃がしてあげました☆



**シャボン玉・泡あそび**  
シャボン液をブクブクしたり、削った石鹸を水に入れ、泡立てて遊びました♪



**おえかき**  
お絵かき帳に好きなお絵かきをした後、そら組さんは大きな紙に台風をイメージして描きました☆肩から大きく腕を動かして描くことで、鉛筆握りやお箸の使い方の向上につながるといわれています。



**おみこしかつぎ**  
たくさん地域の方々から声援をいただきながら頑張りました☆



8月7日より中之島でも週1回の「お集まり」がはじまりました。回数を重ねるごとに、歌や指遊びを覚え、おともだちと楽しく遊んでいます。



▲親子教室で利用した物も使って工作したよ！



▲読み聞かせの様子

# 飲食店等の受動喫煙防止対策の実態調査結果（概要版）

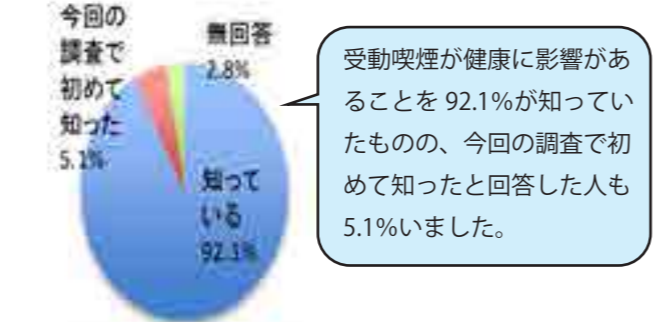
調査目的：飲食店や宿泊施設等における受動喫煙防止対策等の取り組みの実態や受動喫煙に関する意識を把握し、実効性の高い受動喫煙防止対策に取り組むことにしました。

調査期間：平成 27 年 2 月 23 日～平成 27 年 4 月 15 日

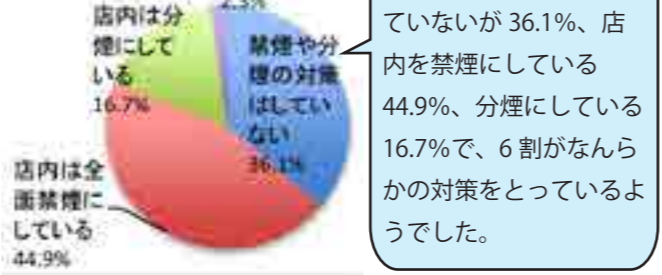
調査対象：伊集院保健所管内の飲食店等

回収率：65.9%（有効調査数 328・回収数 216）

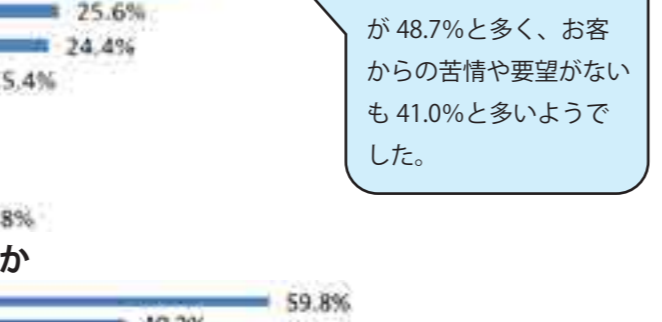
## 1. 受動喫煙が健康に影響があることを知っていますか



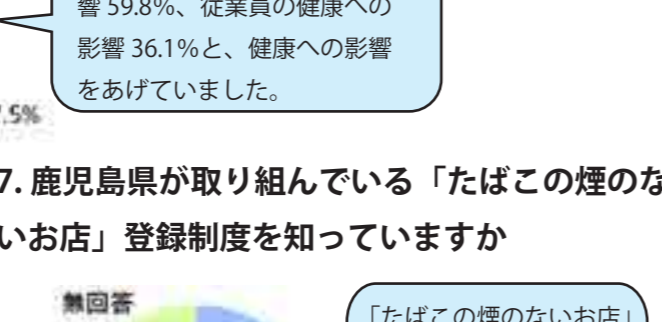
## 2. 健康増進法上で飲食店の営業者にも受動喫煙防止についての努力義務があることを知っていますか



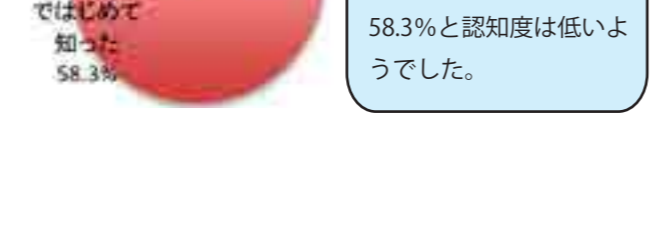
## 3. お店の禁煙・分煙対策の状況を教えてください



## 4. 禁煙や分煙の対策をしていない理由は何ですか



## 5. お店を全面禁煙にした理由やきっかけは何ですか



## 6. 禁煙や分煙の対策を行っているお店で、禁煙や分煙の取り組みをステッカー等で表示していますか



## 7. 鹿児島県が取り組んでいる「たばこの煙のないお店」登録制度を知っていますか



9月は健康増進普及月間です！



## 受動喫煙について知っていますか？

### 受動喫煙とは

室内やこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることを「受動喫煙」といいます。受動喫煙による健康への悪影響については、肺がんや循環器疾患等のリスクが上昇することや、非喫煙妊婦でも低出生体重児の出産の発生率が上昇するという報告があります。

また、諸外国における公的な総括報告においても、受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因となり、特に親の喫煙によって、子どもの咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶなど、様々な報告がなされています。

### 健康増進法第25条とは

受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するよう努めなければならないと規定し、国民の健康増進の観点から、受動喫煙防止の取組を積極的に推進することを定めています。

健康増進法第25条  
「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」

「その他多数の者が利用する施設」  
鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅行船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等多数の者が利用する施設、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船など



### 「たばこの煙のないお店」って？

鹿児島県では、受動喫煙対策に取り組む飲食店又は喫茶店を「たばこの煙のないお店」として登録し、県民の健康づくりを支援する社会環境の整備を図っています。



登録店には「登録証」と「ステッカー」をお渡しして表示をお願いしています

「たばこの煙のないお店」の登録については随時受け付けていますので保健所にお問い合わせください。登録費用は無料です。



【お問い合わせ先】  
鹿児島地域振興局保健福祉環境部（伊集院保健所）  
〒899-2501 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 1960-1  
電話：(099) 273-2332 F A X：(099) 272-5674

発議第 3 号	十島村議会会議規則の一部を改正する規則について	原案可決
陳情第 3 号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書	採択
発議第 4 号	手話言語法制定を求める意見書	原案可決
	議員派遣について	決定
	総務委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について	決定
	経済委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について	決定
	議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続調査について	決定

## 専決処分

### ○ 十島村税条例の一部を改正する条例

→地方税法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）が平成 27 年 3 月 31 日に交付され、平成 27 年 4 月 1 日施行であることから、十島村税条例の一部を改正する必要性が生じたため。

### ○ 十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

→国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 63 号）が平成 27 年 3 月 4 日に交付されたことに伴い、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため。

### ○ 損害賠償の額の決定及び示談の締結

→村営定期船「フェリーとしま」船内で発生した事故について、地方自治法第 180 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき損害賠償額を決定し、示談を締結したので、報告するもの。

## 条例制定

### ○ 十島村介護保険条例の一部を改正する条例

→現行の十島村介護保険条例において、消費税引き上げの延期に伴い、附則で定めた平成 27 年度及び平成 28 年度における保険料率の一部の軽減見直しがなされたため、所要の改正をする必要が生じたため。

### ○ 十島村製氷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

→口之島西之浜製氷施設の新設に伴い、同施設を十島村製氷施設に加えようとするもの。

### ○ 十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

→農業用施設（サカキ・ヒサカキほ場）の新設に伴い、施設の追加を行うもの。  
（平成 27 年 6 月 22 日同議案撤回後、翌日 23 日に再審議を行い原案可決。）

### ○ 十島村農地利活用に関する条例の一部を改正する条例

→平成 26 年度策定の「第 5 次十島村行政改革大綱」補助金等の整理合理化に基づき、制度の終期を統一するもの。（条例廃止日の追加：平成 27 年 8 月 31 日廃止）

### ○ 十島村空き家利活用事業に関する条例の一部

→空き家の改修経費について、老朽化に伴い生活に支障をきたすような改修が発生しており、適正な改修を行うため、所要の改正を行うもの。（限度額の変更。）

# 十島村議会

## = 平成27年6月定例議会 議決結果 =

6月22日（月）～6月24日（水）（3日間） 31 案件を審議しました。

議案については、21 案件中 20 件が原案可決。1 件は討論の末、否決となりました。

議案番号	件名	議決結果
報告第 1 号	専決処分の報告について（十島村税条例の一部を改正する条例）	報告
報告第 2 号	専決処分の報告について（十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	報告
報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び示談の締結）	報告
報告第 4 号	平成26年度十島村一般会計繰越明許費繰越計算の報告について	報告
議案第 33 号	十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 34 号	十島村製氷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 35 号	十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	撤回
	議案第 35 号の撤回について	許可
議案第 36 号	十島村農地利活用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 37 号	十島村空き家利活用事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 38 号	十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 39 号	口之島西之浜地区製氷施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 41 号	諏訪之瀬島大型洗濯施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 42 号	悪石島大型洗濯施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 43 号	小宝島大型洗濯施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 40 号	中之島地区大型洗濯施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 51 号	十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 44 号	口之島サカキ・ヒサカキほ場の指定管理者の指定について	否決
議案第 45 号	悪石島ヒサカキほ場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 46 号	宝島ヒサカキほ場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 47 号	平成27年度十島村一般会計補正予算(第 1 号)について	原案可決
議案第 48 号	平成27年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第 49 号	平成27年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)について	原案可決
議案第 50 号	小宝島港改修工事請負契約の締結について	原案可決

平成27年度  
補正予算

# 国庫補助金減額が影響

一般会計補正予算第1号 **12,455千円減**

平成27年一般会計補正予算の歳入では、農林水産費・土木費国庫補助金が大幅に減額された事が、減額補正に影響していますが、子ども子育て支援交付金や前年度繰越金などによる大きな増額補正も見られ、村の財源確保に尽力しているところが垣間見えたところです。

また歳出補正では、商工費・土木費が事業執行に伴う補助額の内示などにより、減額補正に影響していますが、総務費・農林水産業費の畜産振興施設整備事業の執行などによる、大きな増額補正も見られました。主な歳出補正予算額の内容については、以下のとおりです。

## 船舶交通特別会計繰出金 など

総務費 **17,057千円**

国庫補助航路である本村の船舶交通特別会計の運用に充てる航路運賃特例割引補助や船員児童手当、荷役車両の減価償却分などが繰出金の主なものとして計上されており、総務費の増額補正に大きく影響しています。

## 畜産振興施設整備事業 など

農林水産業費 **13,205千円**

本村の畜産振興施設整備として、分娩施設の整備や、草地開発にかかる原材料の購入、次世代への畜産担い手育成交付金などが主であり、その他にも、漁協振興にかかる製氷施設整備などが計上されています。

## 地域子育て支援拠点事業 など

民生費 **9,932千円**

今年度から開園した「いまきら園」の改修費や、消耗品、報酬などが計上されており、併せて、地域おこし協力隊の募集にかかる人件費等も計上され、未就学児の教育環境整備が増額補正の主なものになっています。

## 補助道路新設事業 など

土木費 **△68,564千円**

道路や港湾の国庫補助事業等の内示額が当初の村の申請額と比べ、大きく減額されたことにより、大幅な事業費減となっています。増額補正では、空き家利活用改修事業費や、村営住宅改修費などが計上されています。

※ 上記「△」はマイナスを示しています。

## <その他補正予算(歳出)の主なもの>

衛生費 7,341千円

焼却炉修繕費・南部3島巡回診療旅費 など

商工費 △3,881千円

観光費(報償費、旅費、広告費、賃借料)の実績に伴う減額 など

消防費 1,334千円

防災無線施設改修工事費・無線技士講習受講料  
本庁防災無線非常用発電機交換修繕 など

教育費 3,647千円

小学校維持補修費・天文台運営費 など

災害復旧費 3,836千円

家畜保護施設復旧費・消防設備災害復旧費

船舶交通特別会計(第1号) 31,070千円

船舶修繕費・備品購入費 など

## ○ 十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例

→平成26年度策定の「第5次十島村行政改革大綱」補助金等の整理合理化に基づき、制度の終期を統一するもの。(施行期日の変更:平成27年8月31日廃止)

## 指定管理者のご紹介

平成27年6月定例議会にて多く出された8案件の「指定管理者」について、計7案件が原案のとおり可決しました。

可決された各指定管理施設、指定管理者は、以下の通りとなりました。

### 製氷施設

【口之島西之浜地区製氷施設】

＜指定管理者＞

口之島漁協組合 組合長  
中村 勝幸 氏

### 大型洗濯施設

【中之島地区大型洗濯施設】

＜指定管理者＞

中之島集落会 代表  
永田 和彦 氏

【諏訪之瀬島大型洗濯施設】

＜指定管理者＞

諏訪之瀬島自治会 会長  
秋庭 ナヲ 氏

【悪石島大型洗濯施設】

＜指定管理者＞

悪石島自治会 会長  
有川 睦男 氏

【小宝島大型洗濯施設】

＜指定管理者＞

小宝島自治会 会長  
岩下 正行 氏

### ヒサカキほ場

【悪石島ヒサカキほ場】

＜指定管理者＞

悪石島枝物生産組合 組合長  
有川 和則 氏

【宝島ヒサカキほ場】

＜指定管理者＞

宝島枝物生産組合 組合長  
高木 義浩 氏

## 契約・陳情

### ○ 小宝島港改修工事請負契約の締結について

→小宝島港改修工事について、請負者との間に工事請負仮契約を締結したので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約締結について議決を求めた。

### ○ 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書

→手話が音声言語と対等な言葉であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に使うことができ、更には、手話を言語として普及、研究できる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」の制定を求める陳情書 → 陳情採択し意見書を提出した。



日高久志 議員

○日高議員 7島中、4か島は、防波堤にフェリーとしまを接岸させているが接岸港としての整備が必要と思われる。見解を伺う。

○肥後村長 専用岸壁が整備されていない、諏訪之瀬島・平島・悪石島・小宝島については整備が必要と認識している。4か島の中で、特に平島と小宝島は、定期船の運航条件が厳しいことから、早期の対策を必要としている。3月定例会の中で述べたが、平成27年度から内閣府所管の地域再生基盤強化交付金を活用し、小宝島港の対岸部分に専用の岸壁に着手することで進めている。村の財政事情から、複数の岸壁整備は困難なことから、平島を県管理港に移管できないか、「鹿児島地域行政懇話会」で県に要望している。新たな指定については、港湾整備中の

予算確保や今後の維持管理費の増大などを理由に県として現時点では厳しいという見解であったが、今後においても積極的に県への管理移管を要請していくと考えている。

国、県へ要望している中で、27年度からようやく小宝島の専用岸壁造りに着手できる状況となった。ただ、小宝島は、サンゴ礁の港内の浚渫等に数年かかることから、その後、岸壁整備となれば、3年後予定の新船就航の後数年間は今の体制が続くと考えられる。その後、予算確保された場合には、小宝島は解消される予測。平島・悪石島・諏訪之瀬島も同じ条件があるが、港の状況から、平島が遥かに港の環境状況が悪いことを考えた場合には、県へ相談できないか調整している。県が小宝島、平島の予算に理解を示し、県の管理港となったとしても、村も県も同じ予算の範囲でしかなく、予算の枠を増やさないと限り、実態として目に見えたものはないと考える。

国会議員、国土交通省には、村及び離島の港湾予算の増額を要望している。予算の問題、村職員のパワーも含め、県の技術職員の知恵を頂きながら県の管理移管への積極的な要請を今後働きかけていきたいと考える。

○日高議員 災害時（島外避難時）フェリーとしまを利用しなければならぬが現在の防波堤で対応可能か。

○肥後村長 「フェリーとしま」を使用した住民の脱出については、港に接岸されるような防波堤でも対応可能な場合、そうでない場合等、状況によつては、対応にそれぞれ違いがあると考え。火のある諏訪之瀬島、中之島においては、海上からの避難は難しく、中之島においては、海上からの脱出は考えにくいと予測する。村並びに県の防災計画においては、島外避難の際、海路脱出が出来なかった場合には、空路脱出で、自衛隊ヘリ並びに県の防災へ

りでの脱出を考えることで進めている。それぞれの島で港での一時待機は、現在の村の予算状況から考えにくいと思っている。

○日高議員 台風接近に伴いその都度漁船を陸揚げしなければならぬ島があるが、今後漁船の大型化に伴い漁港の整備が必要と思われるが見解を伺う。

○肥後村長 村管理の港湾及び漁港については、通常時の係留機能は確保されているものの、台風時の安全な係留機能は十分ではない。漁船の大型化に伴う今後の漁港整備については、新たな漁港を新設すること、又、既存の港湾区域を考慮した別の場所での漁港区域の指定箇所の問題や財政的な問題等あり、様々な課題を抱えている。台風接近、直撃の場合は、大事な財産を守る上でも陸揚げが基本ではないかと思っている。村としても、漁船の陸揚げ可能な対応施設をそれぞれの島に準備している。

○永田議員 本村における活火山の観測体制はどの様になっているのか。村として、現状の観測体制で十分であると考えられるのか。より一層の観測体制の強化を求める必要はないのか。

○肥後村長 観測体制については、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」の選定を受けて諏訪之瀬島には、気象庁により、地震観測点1点、空振計1点、監視カメラ2点、GPS観測点1点、傾斜計1点が設置されており、また、京都大学により、地震観測点2点、空振観測点1点、GPS観測点1点が設置されており、気象庁が24時間体制で常時観測・監視している。中之島においては、気象庁により地震観測点1点、京都大学により地震観測点1点、GPS観測点1点が設



永田和彦 議員

置されている。口之島には、現在観測機器等の設置はしていない。観測体制の強化については、昨年度の御嶽山の噴火を受けて、気象庁が早ければ平成27年度中に諏訪之瀬島に新たに観測機器を設置する予定である。



火山噴火予知連絡会が指定した常時監視47火山ではないが、噴火した場合に火砕流等が集落を襲うことが危惧される中之島及び現在観測機器が設置されていない口之島の観測体制の強化等については、毎年村の防災会議において実施している。

気象台に村からも要請をしており、今後においても、積極的にこの体制を強化するように要望していきたいと考える。

○永田議員 現状の観測体制で、火山の噴火予知ほどの程度まで可能なのか。仮に、噴火が予測された場合、関係機関からの情報提供及び住民への情報伝達はどの様に行われるのか。

○肥後村長 気象庁によると、火山の噴火の予知については、現在の観測体制に限らず、明瞭な前兆現象がない場合は難しいとの事である。

噴火が予測された場合の関係機関からの情報提供は、昨年9月に鹿児島気象台長並びに名瀬測候所長などと直接に連絡がとれる体制となっており、首長間のホットラインとして、携帯電話の交換を行っている。

住民への情報提供については、噴火警戒レベル4の避難準備になるとJアラートにより防災行政無線を自動的に起動し、情報が伝達される。これは、職員が不在時、深夜や休日でも即、気象庁から伝達される体制となっている。

○永田議員 中之島において、一次避難所として指定されている中之島コミュニティセンターは、火砕流等が発生した場合、被害の予想される区域になるが、抜本的な避難計画の見直しが必要だと考えるが、村として今後の対策をどの様に考えるか。

○肥後村長 現在の村の地域防災計画においては、楠木・里村・船倉地区の住民は噴火特別警報が出されたときには、中之島コミュニティセンターに一時避難し安否確認を行ったのち、火山活動状況に応じ住民に対して島内及び島外避難の勧告や指示を行い、二次避難所として中之島小中学校に避難する体制になっている。

しかし、先月おきた口永良部島の噴火のように、急に噴火することも考慮すると避難計画の見直しは必須と考える。今後は急に噴火する事を想定し、高齢者等の要配慮者等も安全に避難体制ができるように、地元や関係機関と調整しながら防災計画の見直しを進めていきたい。



松下直志 議員

**【現業職業業務の推進実態と新たな展開について】**

○松下議員 平成26年度から雇用対策の一環並びに定住促進安定化方策として村の公的な業務遂行任務に就かせている。1年経過の現在、7つの島それぞれの事情で、各島の業務遂行実態に濃淡があり機能発揮が不十分であると考えるが、原因等々を探索し、所期の目的達成を図るべき創意工夫を施した新たな展開の必要性を痛切に感じているが、見解を伺う。

○肥後村長 課題も多くある中、地域によっては、現業業務員の確保が出来なかったり、確保されても兼務業務でなかなか機能されず、宝島もその地域の一つとされている。現業業務員の適正な業務執行並びに収入実態についても、各地域でばらつきがあり、当初想

**【村政全般について】**

○日高議員 肥後村政の3年間の総評と、今後の村政運営をどのように考えるか伺う。

○肥後村長 就任時の7つの主要政策項目、「定住対策の促進」「基幹産業の強化と観光の活性化」「少子高齢化対策の強化」「交通ネットワークの整備充実」「情報通信基盤の確立」「生活環境の整備充実」「行政機能の改善改革」に取り組んでいる。人口減少は、村存続の最大の危機と認識し、定住対策室を設け、首都圏等での定住フェアに積極的に参加、また定住支援制度の拡充等に取り組み、就任時から5月末までの人口は62人増加した。本年度から本村で初めて、宝島に子育て支援「いまさら園」を開設し、高齢者対策としては、口之島をモデルに地域ぐるみで介護を支える地域総合事



日高助廣 議員

**現業職業業務の推進実態と新たな展開について・副村長の選任について**

定していた報酬月額が、口之島と中之島を除き、大きく下回っている。要因は、各地域に対象となる人材の不足が大きく、住民の中から確保が難しい状況にある。I・Uターンの募集の際に就業の場のひとつに位置付けての確保、又地域おこし協力隊の集落支援員の観点からも確保すべきだと考えている。現在、村からの直営雇用であるが、今後の在り方については、将来的に当初の計画どおり、独立した組織として自立してもらう形で運営を考えている。

○松下議員 現業職制度の根幹である職員の選考、選任のずさん性から推察するに、様々な角度から検証、探索しなければ浸透は図られず、各島間のアンバランスは解消されない。ひいては村民の不利益、不平等は益々広がっていくと考えるが村長の見解を求めます。

○肥後村長 独立した組織として自立するには、組織として成り立つための人材及び人数の確保や運営資金などが必要になる。村からの委託業務による収入

業に取り組み準備を進めている。

また、依存財源の構造の中で健全な財政運営が村政推進の基本であり、最大の住民サービスであると認識のもと、健全性は保たれている。

住民に約束した政策はある程度の成果も上げられつつあり、今後を進めていくべきと考える。今後の村政運営については、取り組んできた事業のさらなる推進とともに、社会情勢の変化に対応した新たな方策についても積極的に取り組んでいきたい。

○日高議員 人口減少問題については、一定の評価はできるが、生産人口の定着が課題であるが、どのように考えるか伺う。

○肥後村長 新規定住者の定着化の不安解消には、住民、地域が定住者に対する温かなサポートが重要であり、島社会で生活する上での知恵や生活の糧を得る手段等、また、集落行事への参加など様々な点できめ細かなサポートが必要になる。定住促進プロジェクトチームと行政が互いに責任と役割を分担しながら、積極的な活動を促進したい。

だけではなく、独自の収益事業も営んでもらうことも考えている。収益事業の一つとして、当初の計画では、荷役作業を現業業務員の業務として検討していたが、各地域に様々な事情があり、一様に取り込むことは難しい状況であるため、将来的な課題として検討している。また、公の施設の指定管理業務について、現業業務員がその受け皿と成り得ることも想定している。

住民が現業業務員制度を身近に感じることができるよう、また現業業務員及び出張員、議会や地域とも十分な協議を行いながら、住民サービス及び雇用の安定化にも繋げていくべきと考える。

**【副村長の選任について】**

○松下議員 行政の最高責任者としての任務、重責を遂行中だが、早急に副村長就任を図り、多島一村のハンデいを克服して、様々な施策の立案施行に住民の意思を十分に取り込み、行政に反映される村づくりの一翼を担って貰いたい思いがある。

○日高議員 本村の特性を活かした地方活性化対策が必要であるが、国が推進する地方創生事業の取り組みについての考えを伺う。

○肥後村長 国の基本的な考え方にある「人口減少と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごと」の創生と好循環の確立」は表現の仕方は様々に異なるが、ここ数年間村が取り組んできたものに他ならない。村が進めるべき政策を国として大々的に取り上げており、この機を逃さず積極的に取り組んでいきたいと考える。総合戦略は議会と執行部が一体となり地方創生を成し遂げるために、十島村総合戦略検討委員会を設置しており、8月頃から12月までに3回開催する計画である。

**【各事業の入札執行について】**

○日高議員 入札業者の選定は適正に行われているか、直近の応札状況について伺う。

○肥後村長 入札指名推薦委員会において、入札業者の選定を行っている。選定基準は、村における同一

副村長選任の今後の見通し、及び見解、また、長年の要職の経験に基づいた様々な観点から忌憚のない意見を伺う。

○肥後村長 本村は七つの島々を抱え、交通事情、医療、介護環境など、多くの各種課題を抱えている中で、村政の政策推進や、政策判断、村長の補佐役、職務代理として、副村長等の必要性は常に考えている。村の特殊事情を十分に理解し、また積極的に業務遂行に取り組み、更には責任感、使命感を持った人材が、私が求める副村長像である。これまで議会でも述べたとおり、毎年多額の人員費財源を必要とし、住民へそれに相当のサービス、あるいは村政振興に見合うような効果があるべきと思っている。自分の任期が残りの1年弱という中で慎重にならなければならない。積極的に村政振興にあり、職員の指導にもあたる人材を求める方向では今後も進めていくべきと考える。

事業規模実績、入札参加資格申請書における同一規模施工実績、特殊な専門的案件においては専門技術者の有無等が挙げられている。

○日高議員 以前より、事業の執行時において、建設関係については低品質であるとの住民からの苦情があるが、業者に対し、指導、監督は適正に行われているか。

○肥後村長 契約締結後、監督員選任通知書などを発行し、役場担当者を伝え責任意識を持つよう実施している。完成検査時やその後、見栄えや性能上で品質の低下が見られた場合は、手直し指示を行い指導を徹底させている。

○日高議員 各事業の中間、完成検査は適正に行われているか。

○肥後村長 工事月報での事業進捗を確認管理している。検査は適正に行うとともに、責務について請負業者と協議しつつ、完成後、不可視及び疑義のある部分は打合せを行い指示・施工を行っており、必要な場合は各島出張員による現場立会い及び現場の管理を実施している。

**村政全般について・各事業の入札執行について**

# 村営定期船 フェリーとしま

平成 27 年 10 月運行予定

※水曜日出港の臨時便が欠航した場合、翌週の水曜日に振り替えて運航します。

鹿児島 ← 十島村 ↔ 名瀬



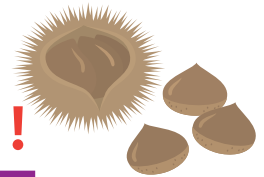
十島村 土木交通課 航路対策室  
TEL: 099-222-2101  
フェリーとしま  
TEL: 090-3022-4523



日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
予		出		入		出		入		出		入		出		入		出		入		出		入		出		入		出	
便		名瀬便			名瀬便				名瀬便(2泊)			名瀬便				名瀬便			名瀬便				名瀬便			名瀬便		名瀬便(臨時便)		名瀬便	
区																															
分																															

## 今年のオータムジャンボ宝くじは、

### 1等・前後賞合わせて5億円！！



1等 3億円 × 13本 (発売総額 390億円・13ユニットの場合)

前後賞各 1億円 × 26本 (発売総額 390億円・13ユニットの場合)

発売期間は平成 27 年 9 月 28 日 (月) ~ 10 月 16 日 (金) まで

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

### 広報としまへの広告掲載募集！

● 広告の規格・掲載料 (すべて消費税別)

縦 13.0cm × 横 8.5cm 月額 10,000 円

縦 13.0cm × 横 17.0cm 月額 15,000 円

A4 サイズ 1 頁 月額 30,000 円



● 広告掲載の申し込み

広報誌広告掲載申込書 (第 1 号様式) に広告案を添えて総務課にご提出ください。

※申込書のダウンロードを含め、詳細は十島村HPをご覧ください。

編集/発行: 十島村役場 総務課 広報係  
〒892-0822 鹿児島市泉町 14-15 tel:099-222-2101  
よろしければ皆様のご意見・ご感想をお聞かせください。

### 十島村の人口・世帯数 平成 27 年 8 月末現在

島名	男性	女性	人口	世帯
口之島	60	69	129	75
中之島	89	71	160	89
平島	35	30	65	37
諏訪之瀬島	39	34	73	33
悪石島	36	34	70	36
小宝島	30	29	59	33
宝島	70	64	134	78
合計	359	331	690	381